



2017 年 5 月に改正法が施行された個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に関する記述として、妥当なのはどれか。

- 1 個人情報の定義が明確化され、氏名、生年月日に加え、犯罪歴、人種、信条や犯罪被害歴等の「個人識別符号」が個人情報にあたるとした。
- 2 不当な差別や偏見が生じないように、顔や指紋認識等の身体的特徴に関するデータ、免許証の番号等を「要配慮個人情報」として、本人の同意を得ずに提供することを禁止した。
- 3 ビッグデータの利活用に向けて、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工すれば「匿名加工情報」として、本人の同意を条件に第三者へのデータ提供が可能になった。
- 4 個人情報の保護を強化するため、「データベース提供罪」が新設され、業務で得た個人情報を不正な利益を得る目的で提供し、又は盗用する行為が処罰の対象となった。
- 5 取り扱う個人情報が 5,000 人分以下の小規模事業者や個人事業主は、個人の権利利益を侵害する危険性が低いため、個人情報保護法の適用対象外とした。

☐ ☐ 1 妥当でない

本肢は「要配慮個人情報」に関する記述である。「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう（個人情報保護法2条3項）。

☐ ☐ 2 妥当でない

本肢の「顔や指紋認証等の身体的特徴に関するデータ、免許証の番号等」は、「個人識別符号」に該当するものである（個人情報保護法2条2項）。また、本人の同意を得ずに提供することを禁止しているものは、「個人データ」である（個人情報保護法23条1項）。

☐ ☐ 3 妥当でない

「匿名加工情報」とは、一定の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう（個人情報保護法2条9項）。匿名加工情報を第三者へ提供するにあたり、本人の同意は不要である（個人情報保護法37条参照）。

☐ ☐ 4 妥当である

本肢のとおりである。個人情報の保護を強化するため、「データベース提供罪」が新設された。個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（個人情報保護法83条）。

☐ ☐ 5 妥当でない

本肢の「取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模事業者や個人事業主」は、個人情報保護法の適用対象外とはされていない（個人情報保護法2条5項各号参照）。